

動植物検疫と試験研究活動

農林水産省消費・安全局植物防疫課

松崎 晃 (まつざき あきら)

はじめに

動植物検疫は、海外からの疾病・病害虫の侵入を防止することを目的として、輸入される農畜産物を対象に検査を実施している。動植物検疫については、農畜産物を輸入する場合や海外旅行から帰国する場合以外では、あまり意識することはないかもしれないが、試験研究活動において動植物検疫を考慮していただかなければならない場合もある。

本稿では、動植物検疫の概要を説明しなうで、試験研究用に動植物または疾病・病害虫を輸入する場合の留意点について解説することとした。

I 植物検疫

1 植物検疫の概要

植物検疫に関しては、農林水産省植物防疫所が植物の病害虫が海外から侵入することを防ぐための「輸入検疫」、諸外国の要求に対応する「輸出検疫」、そして国内の病害虫対策を講じる「国内検疫」と国内外に向けて検疫を行っている。

このうち、試験研究活動において留意していただきたいのは、「輸入検疫」と「輸出検疫」である。

(1) 輸入検疫

植物に有害な病害虫が、海外から輸入される植物に付着して日本に侵入することを防ぐため、輸入検疫が行われている。

侵入を防止すべき病害虫は、万が一侵入した場合の危険度に応じて病害虫が付着する危険性のある植物とその病害虫の発生国により規制の内容を定め、病害虫の侵入を防止している。本稿では、この植物を輸入時の取り扱いの違いにより「輸入禁止品」、「輸入検査品」、「検査不要品」の三つに分類して解説する。

1) 輸入禁止品

万一侵入した場合、農業生産への大きな被害が予想され、かつ輸入検査では的確な侵入防止が困難な病害虫に対しては、その病害虫が発生している国(地域)からの、その病害虫が付着するおそれのある植物の輸入を禁止している。また、生きている病害虫そのものや土壌も輸入禁止品である。

2) 輸入検査品

輸入禁止品に該当しない植物であれば、輸入時に検査を行い、有害な病害虫が付着していないことを確認した後に輸入が可能となる。

輸入検査品は苗木、切り花、球根、種子、果実、穀類豆類、木材、香辛料や漢方薬の原料、というように多種多様であるが、数量の大小や商業用・個人用を問わず検査が必要となる。

3) 検査不要品

植物であっても木工品や製茶等の高度な加工がなされ、病害虫が付着するおそれのないものは、輸入時の検査は不要となる。

(2) 輸出検疫

日本から輸出される植物に輸出相手国が指定する病害虫の付着がないか、相手国の要求に即した消毒が実施されているかについて検査している。植物や輸入国の組合せによっては、栽培中の検疫を求められる場合もある。

2 試験研究用試料の取り扱い

(1) 輸入手続き

試験研究用試料の輸入手続きは、その試料が「輸入禁止品」、「輸入検査品」あるいは「検査不要品」のいずれであるかによって異なるので、まずは輸入しようとする試料がどれに該当するかを確認する必要がある。

これは植物防疫所ホームページや植物防疫所への電話照会で確認できるので、お気軽に照会いただきたい。